

26文科初第1433号
平成27年3月30日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

関 靖 直

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

河 村 潤 子

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親次郎

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

吉 田 大 輔

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人

(印影印刷)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示の公布について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、規定の整備が必要となる文部科学省関係省令及び告示について所要の改正を行うため、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成27年文部科学省令第13号。以下「整備省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成27年文部科学省告示第69号。以下「整備告示」という。）を制定し、本日公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

整備省令及び整備告示の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 整備省令における改正の概要

- (1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正関係
学校教育法第 1 条に規定する学校の校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）等の資格要件の一要素である教育に関する職の経験年数に幼保連携型認定こども園の教員等の職における経験年数を追加できるようにしたこと。（第 20 条第 1 号関係）
- (2) 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）の一部改正関係
幼保連携型認定こども園の設置廃止を伴わない名称変更の際し、学校法人の寄附行為の変更手続を認可ではなく届出としたこと。また、認定こども園法一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴い当然に寄附行為の変更が必要となる事項（目的、法人の名称、設置する私立学校の名称）の変更手続を認可ではなく届出としたこと。（第 4 条の 3 第 1 項第 1 号関係）
- (3) 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の一部改正関係
大学の教員養成に関する学部又は学科に置くものとする附属施設として附属幼保連携型認定こども園を追加したこと。また、大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにしたこと。（第 39 条第 1 項及び別表第 3 関係）
- (4) 高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の一部改正関係
高等専門学校が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにしたこと。（第 24 条第 5 項関係）
- (5) 社会通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 18 号）の一部改正関係
社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 51 条の規定による通信教育の認定の申請に係る書類について、国又は地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の場合、他の国立学校又は公立学校と同様に、定款又は寄附行為等を不要としたこと。（第 5 条第 1 項関係）
- (6) 学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の一部改正関係
私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項に規定する学校法人（同法附則第 2 条第 1 項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であって、同条第 3 項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人について

ては、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができることとする措置を講じることとしたこと。(第 40 条関係)

(7) 短期大学設置基準(昭和 50 年文部省令第 21 号)の一部改正関係

短期大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにしたこと。(別表第 2 関係)

(8) 専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)の一部改正関係

教職大学院の目的として、幼保連携型認定こども園の教員の養成のための教育を行うことを追加したこと。(第 26 条第 1 項関係)

(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成 15 年文部科学省令第 51 号)の一部改正関係

整備法により改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)において、地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設の管理下における児童の災害について、同法の災害共済給付の対象となったことから、必要となる手続等について、学校における手続等を準用することとしたこと。(附則第 6 条関係)

2 整備告示における改正の概要

(1) 学芸員補の職と同等以上の職の指定(平成 8 年文部省告示第 151 号)の一部改正関係

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 5 条第 2 項の規定による学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものとして、幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加したこと。

(2) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)の一部改正関係

教職大学院の実務家教員として、幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を追加したこと。

(3) 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件(平成 17 年文部科学省告示第 56 号)の一部改正関係

独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額について、沖縄県に所在する幼保連携型認定こども園は135円、地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設は175円（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯においては20円）としたこと。

なお、告示の題名を変更し、「沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件」としたこと。

(4) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号）の一部改正関係

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「施設費負担法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が作成する施設整備基本方針における施設整備の目標に関する事項として、幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事項を追加したこと。

(5) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）の一部改正関係

施設費負担法第11条第1項の規定により文部科学大臣が作成する施設整備基本計画における地方公共団体が定める施設整備計画の作成に関する基本的事項として、幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事項を追加したこと。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

整備省令及び整備告示は、認定こども園法一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとしたこと。（整備省令附則第1項関係及び整備告示附則関係）

(2) 経過措置

整備省令第6条の規定による改正後の学校法人会計基準第6章の規定は、整備省令の施行の日以後に開始する会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用することとしたこと。（整備省令附則第2項関係）

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

[添付資料] 資料 1 : 整備省令の官報

資料 2 : 整備告示の官報

本件担当 :

【幼保連携型認定こども園に関すること】

初等中等教育局幼児教育課企画係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 3761

(直通) 03-6734-3136

<整備省令関係>

【学校教育法施行規則の改正に関すること】

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 4675

(直通) 03-6734-2588

【私立学校法施行規則の改正に関すること】

高等教育局私学部私学行政課法規係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2532

(直通) 03-6734-2527

【大学設置基準の改正に関すること】

高等教育局大学振興課法規係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2493

(直通) 03-6734-3338

【高等専門学校設置基準の改正に関すること】

高等教育局専門教育課企画係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2501

(直通) 03-6734-2501

【社会通信教育規程の改正に関すること】

生涯学習政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室民間教育事業第2係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2642

(直通) 03-6734-2092

【学校法人会計基準の改正に関すること】

高等教育局私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2539

(直通) 03-6734-3328

【短期大学設置基準の改正に関すること】

高等教育局大学振興課短期大学係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 3343

(直通) 03-6734-3343

【専門職大学院設置基準の改正に関すること】

高等教育局大学振興課教員養成企画室教職大学院係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 3778

(直通) 03-6734-3498

【独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の改正に関すること】

スポーツ・青少年局学校健康教育課企画調整係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 4950

(直通) 03-6734-4950

<整備告示関係>

【学芸員補の職と同等以上の職の指定の改正に関すること】

生涯学習政策局社会教育課法規係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 2977

(直通) 03-6734-2977

【専門職大学院に関し必要な事項について定める件の改正に関すること】

高等教育局大学振興課教員養成企画室教職大学院係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 3778

(直通) 03-6734-3498

【沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の改正に関すること】

スポーツ・青少年局学校健康教育課企画調整係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 4950

(直通) 03-6734-4950

【公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の改正に関すること】

大臣官房文教施設企画部施設助成課法規係

TEL: (代表) 03-5253-4111 内線 3197, 2000

(直通) 03-6734-2000

○文部科学省令第十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣 下村 博文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

(学校教育法施行規則の一部改正)

第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号イ中「校長」の下に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼児連携型認定子ども園(以下「幼児連携型認定子ども園」という。)の園長を含む。」を加え、同号ロ中「規定する学校」の下に「及び幼児連携型認定子ども園」を、「副校長」の下に「幼児連携型認定子ども園の副園長を含む。」を、「主幹教諭」の下に「(幼児連携型認定子ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)」を、「栄養教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加え、同号ハ中「学校教育法第一条に規定する学校」の下に「及び幼児連携型認定子ども園」を加える。

(私立学校法施行規則の一部改正)

第二条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条の三第一項第一号中「変更に係る事項」の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)附則第十二項において「認定子ども園法」という)第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項」を加える。
 附則に次の一項を加える。

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第一項の規定により認定子ども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされたこと(以下この項において「みなし認可」という)に伴い寄附行為を変更しようとする場合における法第四十五条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む)に規定する文部科学省令で定める事項は、第四条の三第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第一号(法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む)に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項

二 法第三十条第一項第二号(法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む)に掲げる事項のうち、次号の名称の変更に伴う変更に係る事項

三 法第三十条第一項第三号(法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む)に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う学校の種類の變更に伴う變更に係る事項

(大学設置基準の一部改正)

第三条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項の表中「附属学校」の下に「又は附属幼保連携型認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう)」を加える。

別表第三イの表備考第六号中「他の学校」の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

(高等専門学校設置基準の一部改正)

第四条 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「他の学校」の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

(社会通信教育規程の一部改正)

第五条 社会通信教育規程(昭和三十七年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項」を「法第四十三条」に改める。

(学校法人会計基準の一部改正)

第六条 学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「認定子ども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所」を「幼保連携型認定子ども園」に改める。

「第六章 認定子ども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例」を「第六章 幼保連携型認定子ども園を設置する社会福祉法人に関する特例」に改める。

第四十条中「認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定子ども園をいう)である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう)」を「幼保連携型認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう)」に改める。

(短期大学設置基準の一部改正)

第七条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 別表第二イの表備考第六号中「他の学校」の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第八条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 第二十六条第一項中「及び特別支援学校」を「特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正)

第九条 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条(見出しを含む)中「保育所」を「保育所等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 第六条の規定による改正後の学校法人会計基準第六章の規定は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という)以後に開始する会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、施行日前に開始した会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

○文部科学省告示第六十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣 下村 博文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正）

第一条 学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成十八年文部省告示第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五号中「学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正）

第二条 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「専任教員は」の下に「幼稚園」を加え、「及び幼稚園」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正）

第三条 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件

前文中「又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）」又は幼保連携型認定こども園に「保育所の児童」を「保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等）をいう。以下同じ。）」の児童（同項に規定する児童をいう。第五号において同じ。）」に、「平成十七年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第四号中「幼稚園」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

第五号中「保育所」を「保育所等」に改める。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正）

第四条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

二の4の(二)中「をいう。」の下に「以下同じ。）」及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を加え、「その際には」を「その際、幼稚園等については」に改める。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正）

第五条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一の2の(四)の(3)中「をいう。」の下に「及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

附 則

この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。